

みんなで きれいな おのまちに／ 「快適環境のまちづくり週間」

～この取り組みは、子ども議会での提案をきっかけに平成29年度から実施しています～

町では、7月1日から7日までの期間を「快適環境のまちづくり週間」に定めています。
町民一人ひとりが環境美化を心がけ、美しく住みやすい町を目指しましょう。

<快適で住みやすいまちづくりのための3つのポイント>

①ポイ捨て、不法投棄は絶対にしない

ポイ捨て、不法投棄は「犯罪」です。自然環境に影響を及ぼすほか、さらなる不法投棄の誘発にもつながります。絶対にやめましょう。

②ごみの減量を意識しましょう

ごみを減らすことで、ごみ処理にかかる多くの費用を抑えられるほか、地球環境を保護することにもつながります。限りある資源や美しい自然を守るためにも、ごみを減らすことを意識しましょう。

ごみを減らすために「4つのR」を意識しましょう

Refuse (リフューズ：ごみの元を生まない)

- ・ 不要なものは買わない
- ・ マイバッグ・マイボトルを活用する など

Reduce (リデュース：ごみを減らす)

- ・ 簡易包装の製品を買う
- ・ 長く使えるものを選んで買う など

Reuse (リユース：繰り返し使う)

- ・ 壊れたものは修理して使う
- ・ リサイクルショップを活用する など

Recycle (リサイクル：再資源化する)

- ・ リサイクル品を選んで買う
- ・ 正しく分別して再資源化する など

③ごみの出し方を再確認しましょう。

家庭からごみを出す際は、以下の点に気をつけましょう。

- ・ 捨てる前に正しく分別しましょう。
- ・ 町の指定ごみ袋に入れて出しましょう。
(指定ごみ袋の料金には、ごみの収集運搬費・処理費用が含まれています。)
- ・ 決められた曜日に決められた集積所(ごみステーション)に出しましょう。
- ・ 分別が十分でないもの、指定ごみ袋以外のものは回収せずに黄色いシールを貼っておきますので、出した人が責任を持って持ち帰り、きちんと分別してから次回の収集日に出しましょう。



町民生活課 ☎72-6933



クリーンアップ作戦の様子

町地域整備課 ☎72-16937

日 時 7月5日(土)午前6時から(小雨決行)
場 所 各行政区
内 容 河川敷内のゴミ拾い、雑草などの刈り払い

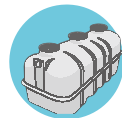
国土交通省では、昭和49年から毎年7月を「河川愛護月間」と定め、河川に親しみをもち、良好な河川環境を守るため河川愛護運動を実施しており、町でもクリーンアップ作戦を実施します。
ふるさとの河川をいつまでも美しく保つため、皆様のご協力をお願いします。

○クリーンアップ作戦にご協力ください
～毎年7月は「河川愛護月間」です～

単独処理浄化槽・くみ取り便槽をご使用の皆さんへ

合併処理浄化槽への転換をご検討ください。

令和9年度から浄化槽設置分担金を改定します



浄化槽設置に係る分担金について、令和9年度施工分から下記のとおり改定します。

【令和8年度まで】

区分	分担金
10人槽以下	25万円
11人槽以上 20人槽以下	工事費の2割
21人槽以上 50人槽以下	工事費の3割
単独槽撤去	なし
便槽撤去	なし

【令和9年度から】

区分	分担金
50人槽以下	工事費の3割
単独槽撤去	
便槽撤去	

－参考例－

5人槽(自然放流)の場合

令和8年度まで 分担金 250,000円

令和9年度 分担金 339,900円

※令和8年度の工事価格で算定した場合

市町村設置型浄化槽ってなに？



トイレや台所などの生活排水を処理するために合併処理浄化槽を町が設置し、使用料を基に町で維持管理を行う制度です。

設置分担金ってなに？

工事費の一部を分担金として工事施工前に設置者の方から納入いただいているものです。



お問い合わせ先

町民生活課(環境担当) ☎72-6933

小野町では…



公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を図るため、町内全域を対象に市町村設置型浄化槽の整備を推進しています。

これまで設置者の皆さんにご負担いただく分担金については、現行の価格を維持していましたが、近年の資材価格高騰の影響などから工事単価の上昇が続いています。

このような現状を鑑み、今後も安定的な事業運営を継続し、適正なサービスを提供するため、設置分担金を改正することとなりました。

ご理解とご協力をお願いします。



詳しくは
町公式ウェブサイトへ→

